

事業名	目標
職場における着実な健康確保対策の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業医共同選任事業については、事業終了後に引き続き産業医等による産業保健活動を継続する事業場割合を80%以上とする。 ○ 優良な健康診断機関の育成事業については、前年度に評価基準を満たさず指導等を行った健診機関の80%以上が評価基準を満たすようにする。 ○ C型肝炎や健康情報保護に関する産業保健スタッフ等に対する研修については、受講者から普及啓発を図る上で有用であった旨の評価を80%以上得る。 ○ 中小規模事業場健康づくり事業について、心とからだの健康づくり（THP）導入に向けた支援サービス終了後も引き続きTHPを実施する事業場割合を80%以上とする。
職業性疾病予防対策等の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 呼吸用保護具について、買取試験において、重大な欠陥による型式検定の取消が無い状態を維持するとともに、その他の不具合等についての指導を行うべきものの割合を10%以下に維持する。 ○ じん肺診断技術等に関する研修及びじん肺有所見者の健康管理に関する講習会の受講者による研修・講習内容がじん肺対策を講じる上で有用であった旨の評価を80%以上得る。 ○ チェーンソー取扱作業指導員による現場の巡回指導や振動障害防止対策の啓発・特殊健康診断の実施等により、振動障害の巡回特殊健診の有所見率を7.7%（平成15年度実績）以下にする。 ○ 有害業務に従事していた労働者に対する離職後の特殊健康診断の受診率を51.4%（平成15年度実績）以上にする。 ○ 統一精度管理事業参加機関による作業環境測定実施事業場数を61,959事業場（平成15年度実績）以上にするとともに、Aの評価を得る作業環境測定機関の割合（A（優良）、B（良）、C（普通）の3段階で評価）を73.4%（平成15年度実績）以上にする。
労働時間短縮促進援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業時短促進援助事業を利用した事業場の年間総実労働時間を、平均20時間以上短縮する。 ○ 労働時間制度改善支援事業について、労働時間制度改善研修参加者を10,000人以上とし、参加者から「研修に参加して参考になった。」との評価を80%以上得る。
過重労働・メンタルヘルス対策の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過重労働・メンタルヘルス対策に係る研修の受講者及びメンタルヘルス対策に関する専門家による支援事業を利用した事業場から、過重労働・メンタルヘルス対策を進める上で有用であった旨の評価を80%以上得る。
技能実習生に対する事故・疾病防止対策等事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全衛生アドバイザーによる実地指導を320件以上実施する。 ○ メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導を60件以上実施する。